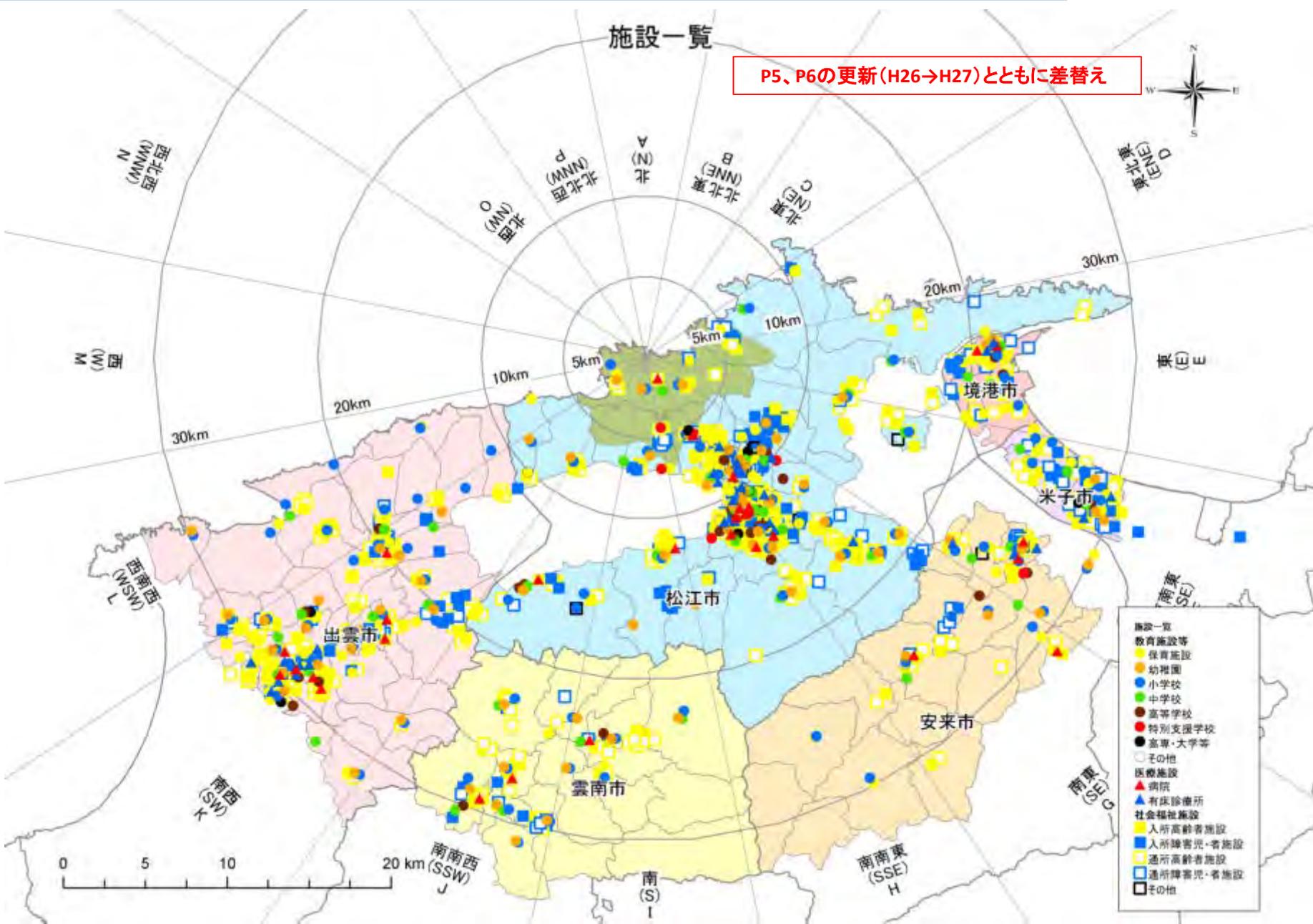


PAZ、UPZの概況（施設の分布）



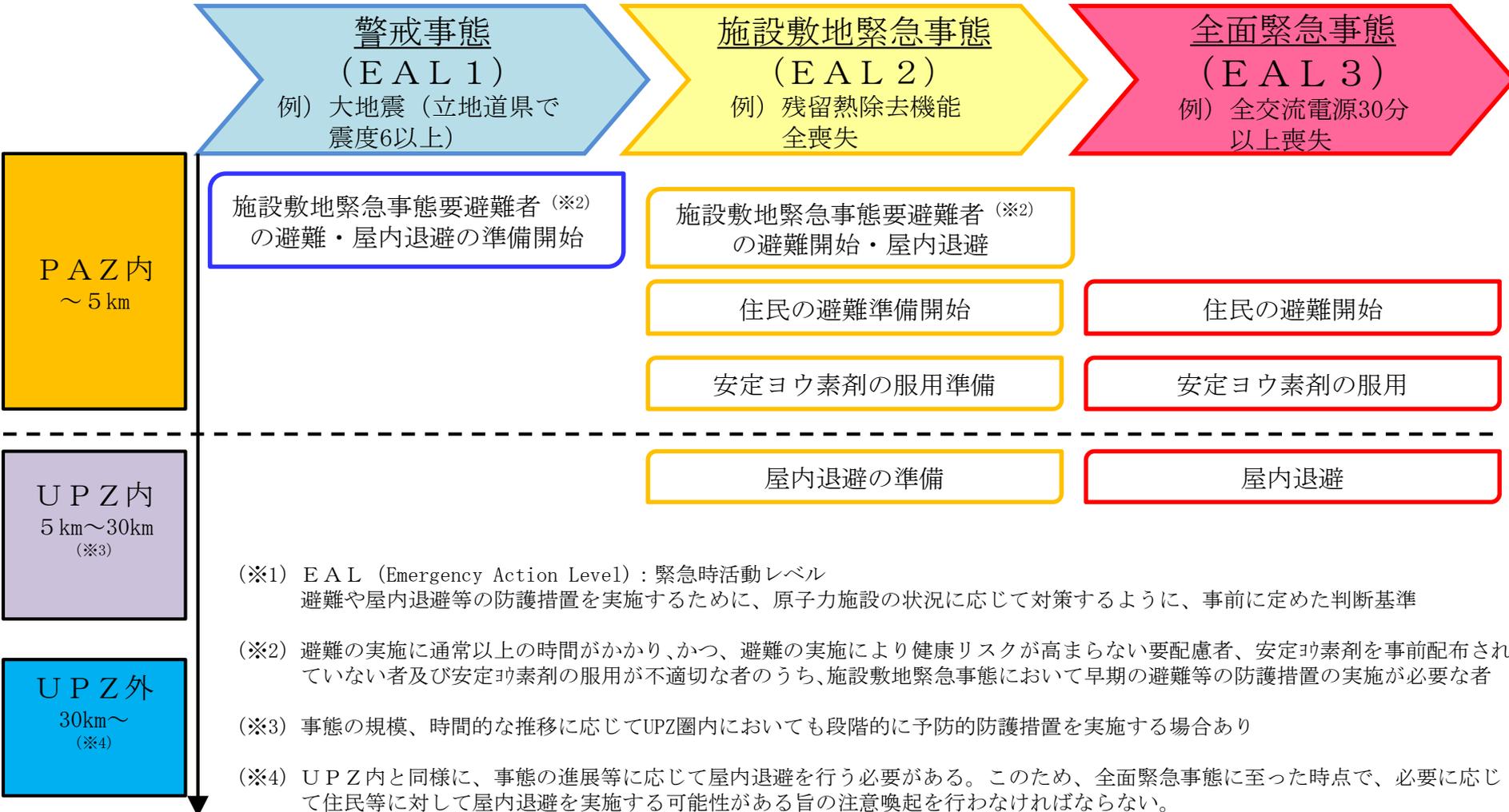
2. 緊急事態の初期対応段階における 防護措置の考え方

<対応のポイント>

原子力災害対策指針では、原子力災害時の緊急事態の初期対応段階においては、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築することとされている。

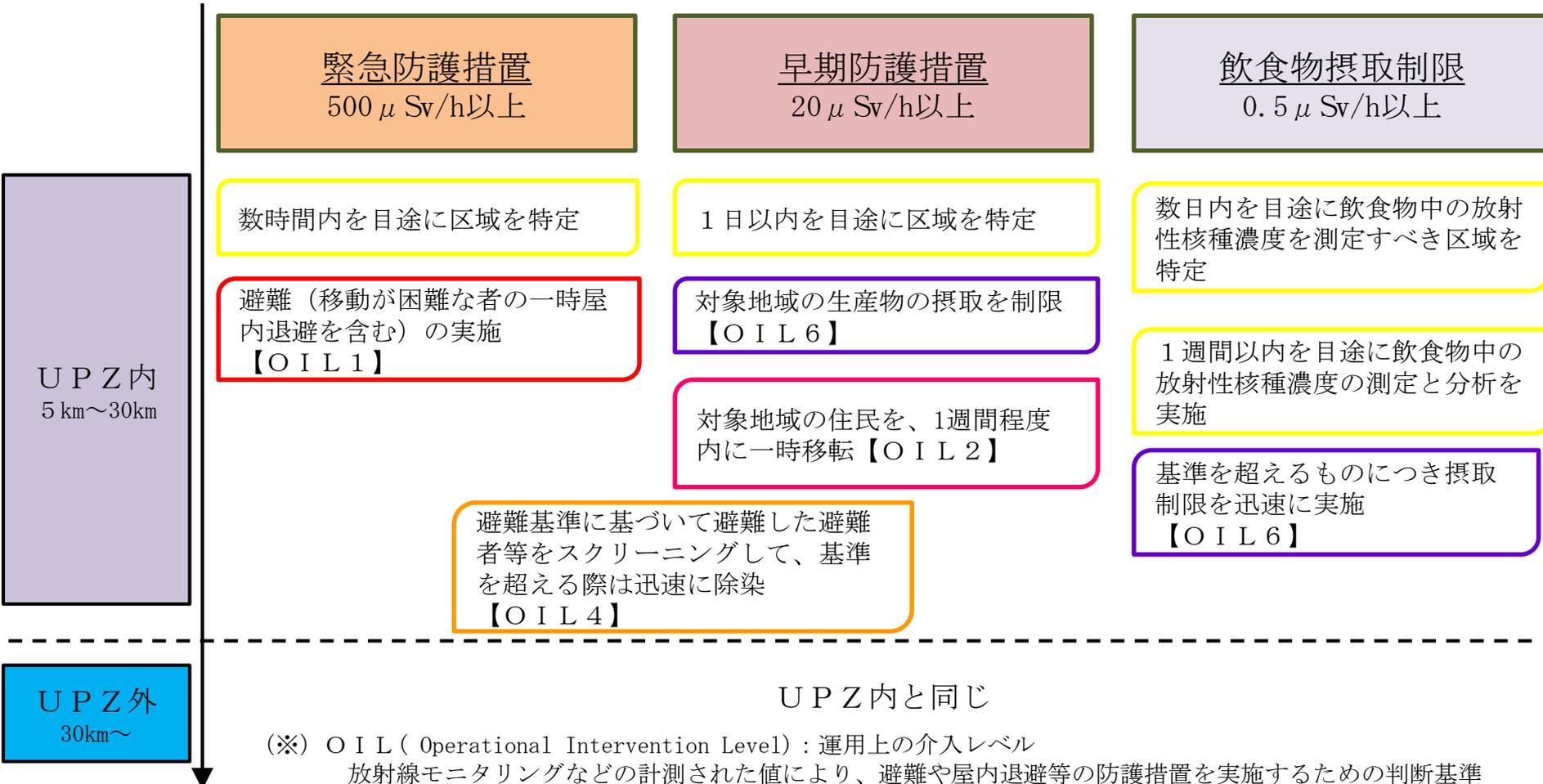
緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要
- ▶ 原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分



運用上の介入レベル (O I L)

- 放射放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があるため、緊急時モニタリングを迅速に行い、O I Lに照らして一時移転等の早期防護措置や除染、飲食物摂取制限などの必要な防護措置を実施



3. 関係機関相互の情報伝達体制

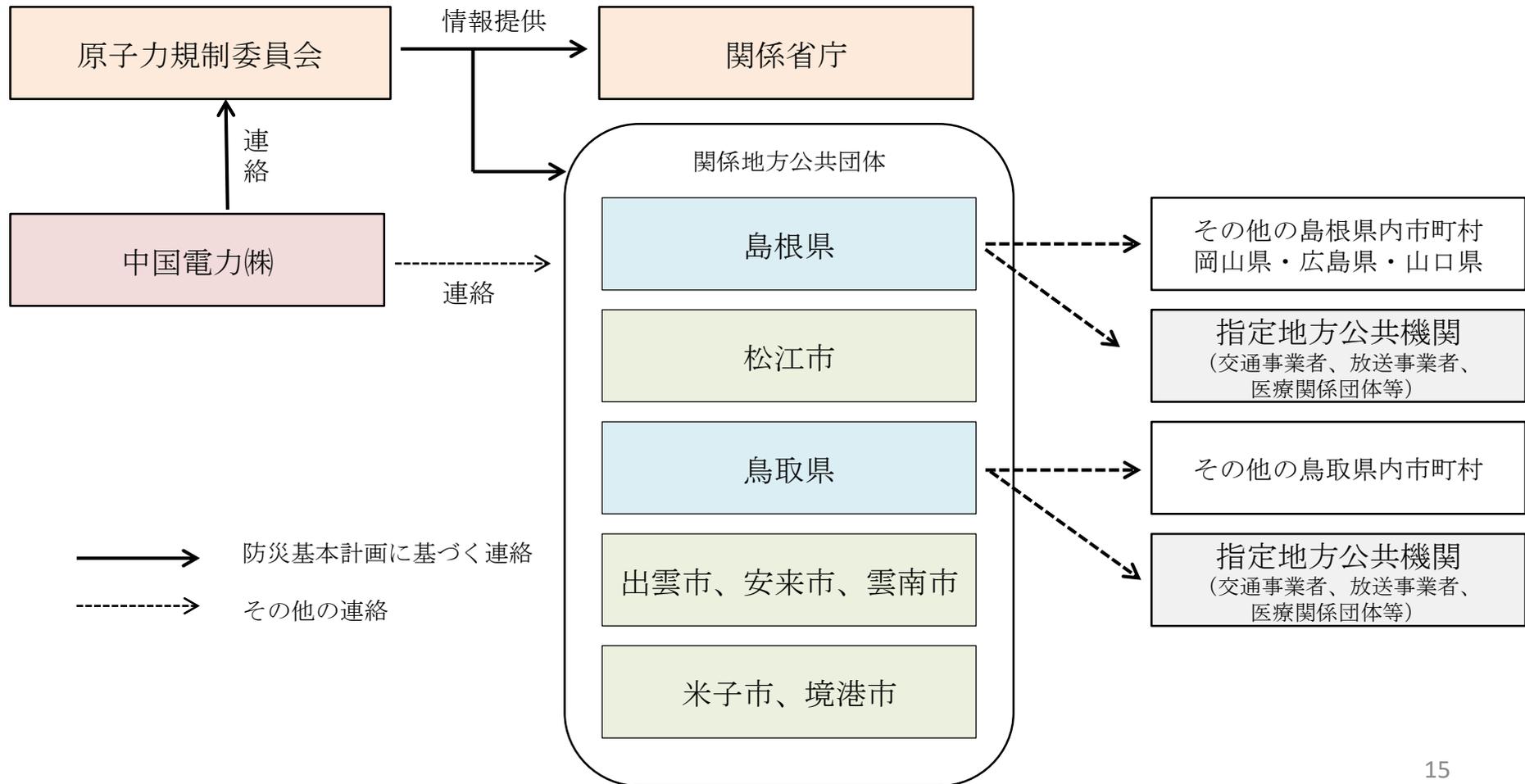
<対応のポイント>

原子力災害が被災地の地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、2県6市及び中国電力(株)等は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立を図っている。

緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速にかつ分かりやすくそして正確に伝達される体制を構築している。

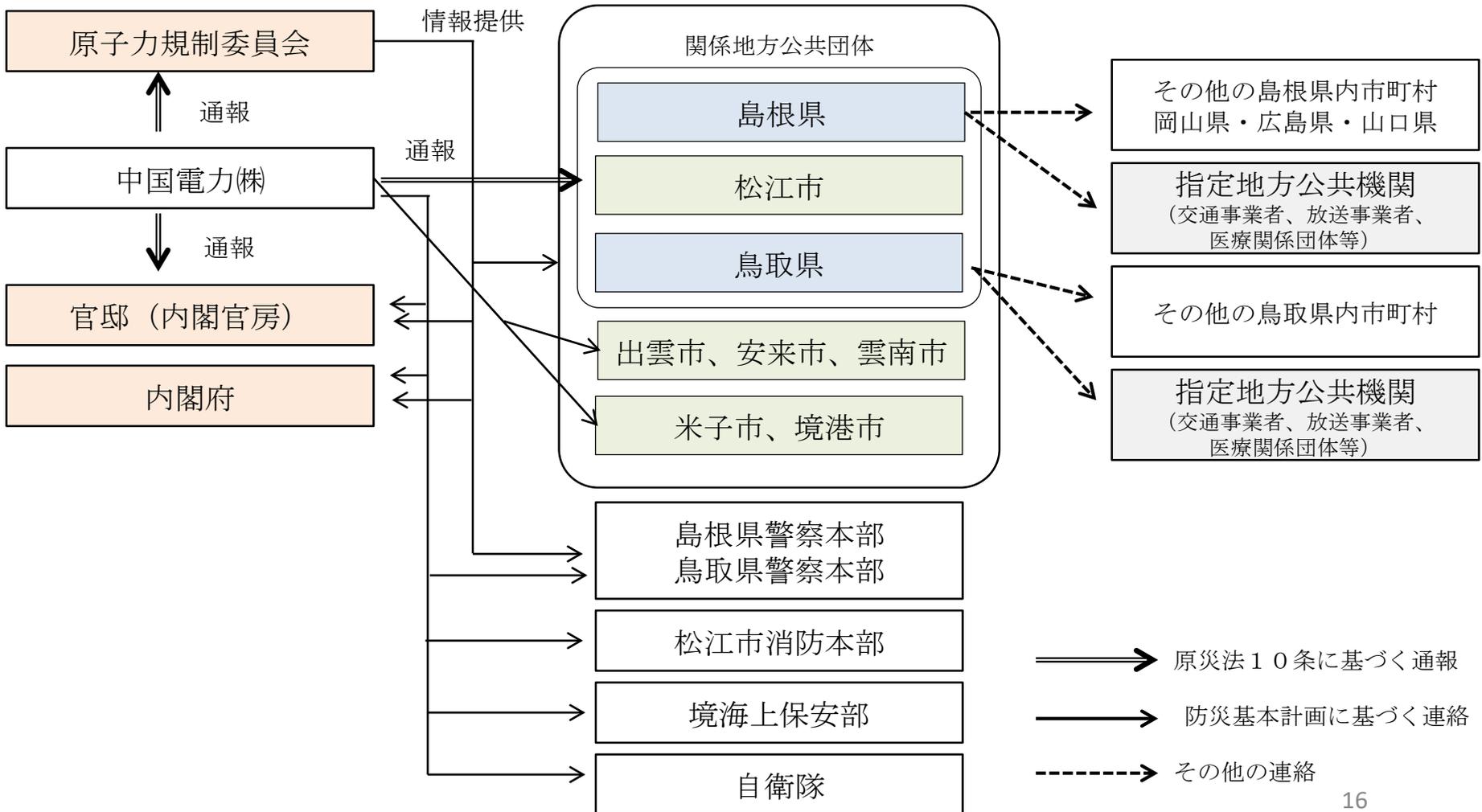
警戒事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会に連絡するとともに、協定に基づき島根県及び松江市に、原子力事業者防災業務計画に基づき他の関係地方公共団体に対して連絡
- 原子力規制委員会は、中国電力(株)の情報に基づき警戒事態の発生の確認を行い、2県6市に対して情報提供



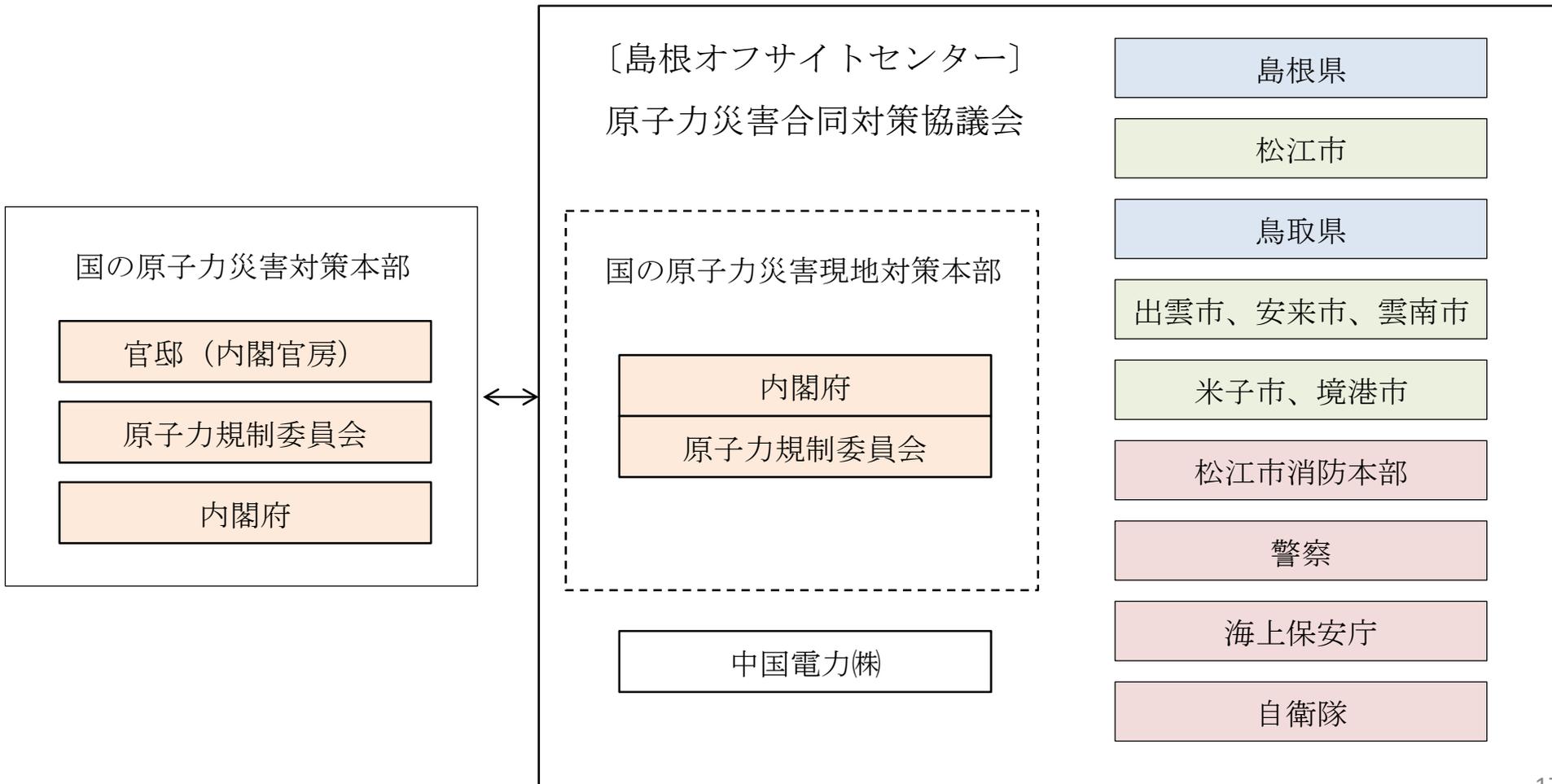
施設敷地緊急事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会及び2県6市に通報
- 原子力規制委員会は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、2県6市等に対して情報提供
- 島根県及び鳥取県は、中国電力(株)及び通報・連絡を受けた事項について、県内市町村（島根県は、岡山県・広島県・山口県にも）連絡



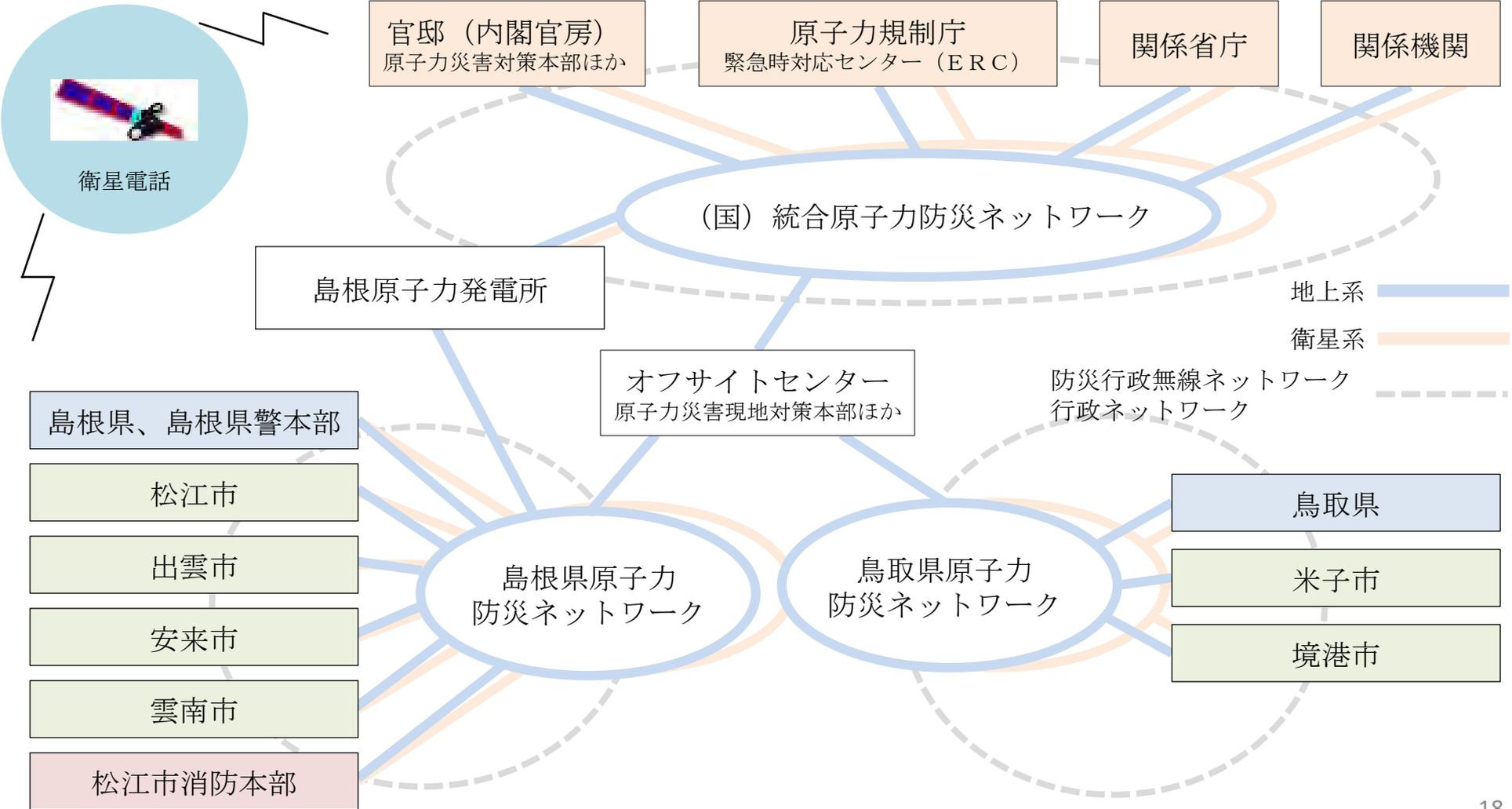
全面緊急事態以降の連絡体制

- 施設敷地緊急事態同様に連絡、情報提供
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出
- 全面緊急事態以降は放射性物質放出後も含めて、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等で情報共有や決定事項を伝達



情報伝達手段の確保

- 原子力防災対策のために、地上系と衛星系に、それぞれ専用のネットワーク回線を確保
- このほか、原子力防災対策のための衛星携帯電話を確保しているほか、防災行政無線ネットワークや県の行政ネットワークなども活用
- それぞれのネットワークは、通信施設の耐震化や通信回線の冗長化、クラウド化などの災害対策を実施



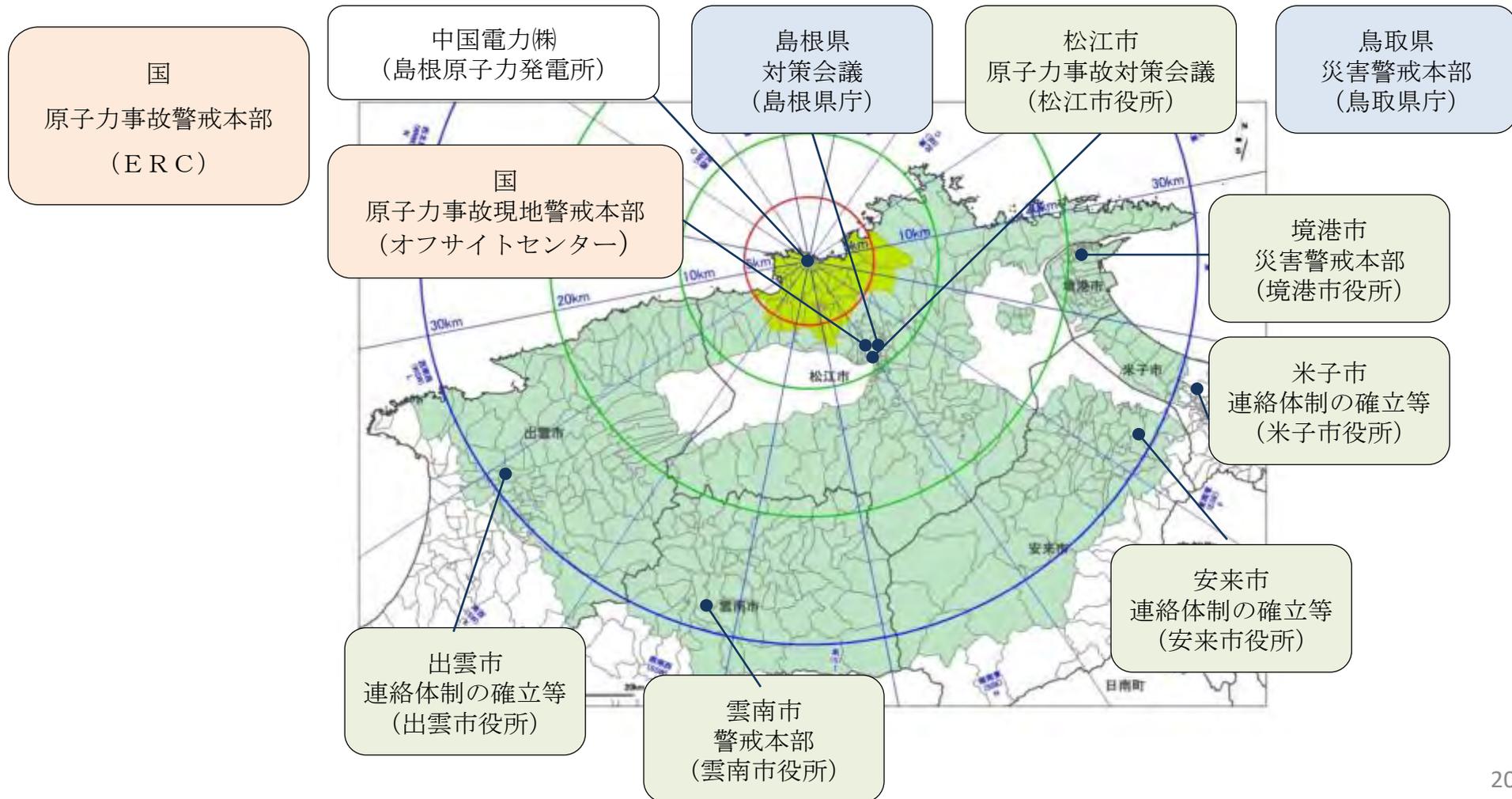
4. 原子力災害対策応急体制

<対応のポイント>

国、2県6市及び中国電力(株)は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備している。

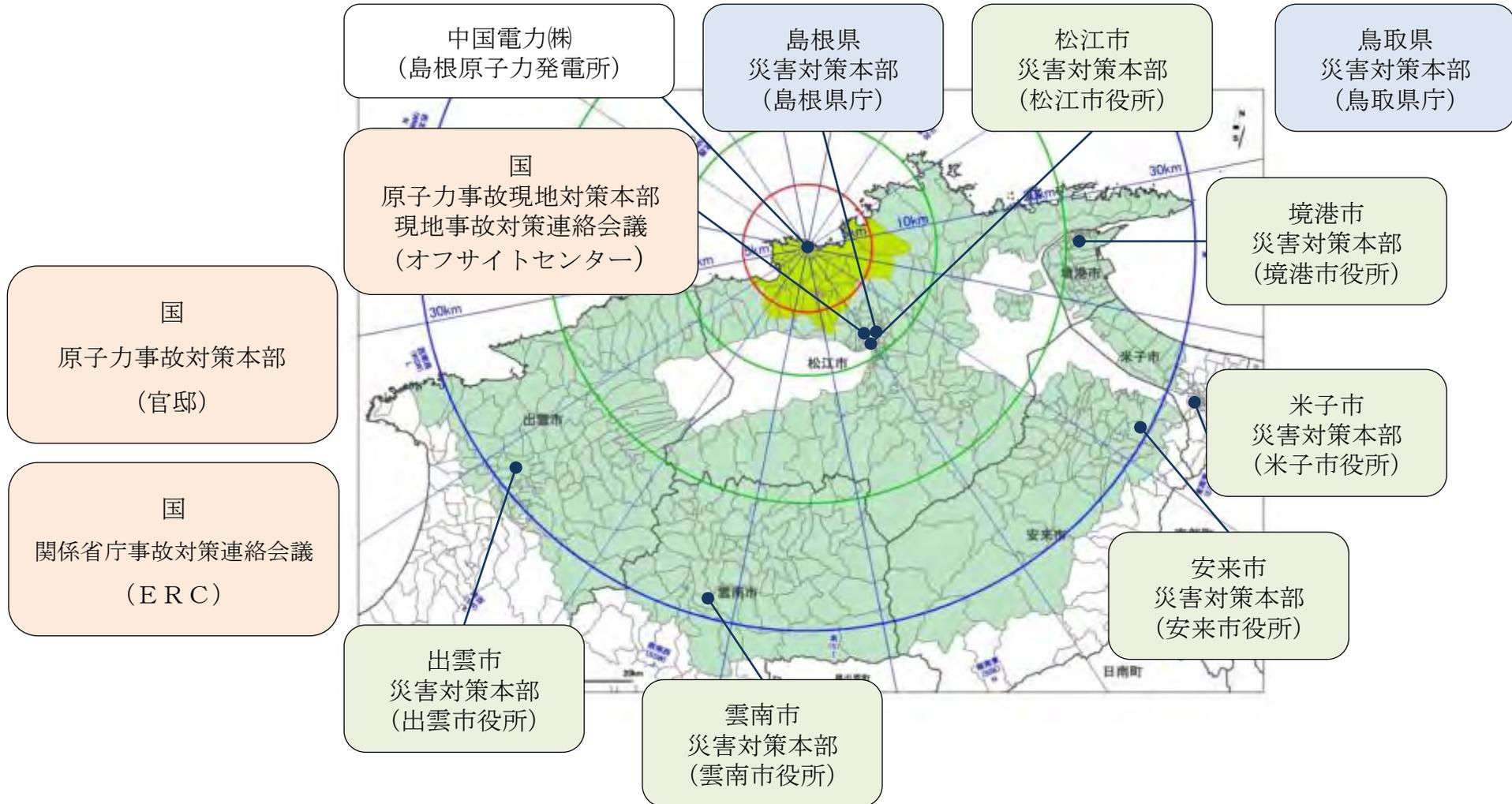
警戒事態時の応急体制

- ▶ 原子力規制委員会と内閣府は、原子力事故警戒本部を原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」）に設置するとともに、オフサイトセンターに原子力事故現地警戒本部を設置
- ▶ 島根県は対策会議を、鳥取県は災害警戒本部を、松江市は原子力事故対策会議を設置し、他の関係市も連絡体制等を確立
- ▶ 島根県、鳥取県は、緊急時モニタリングの準備を行うため、それぞれ県モニタリング本部を設置



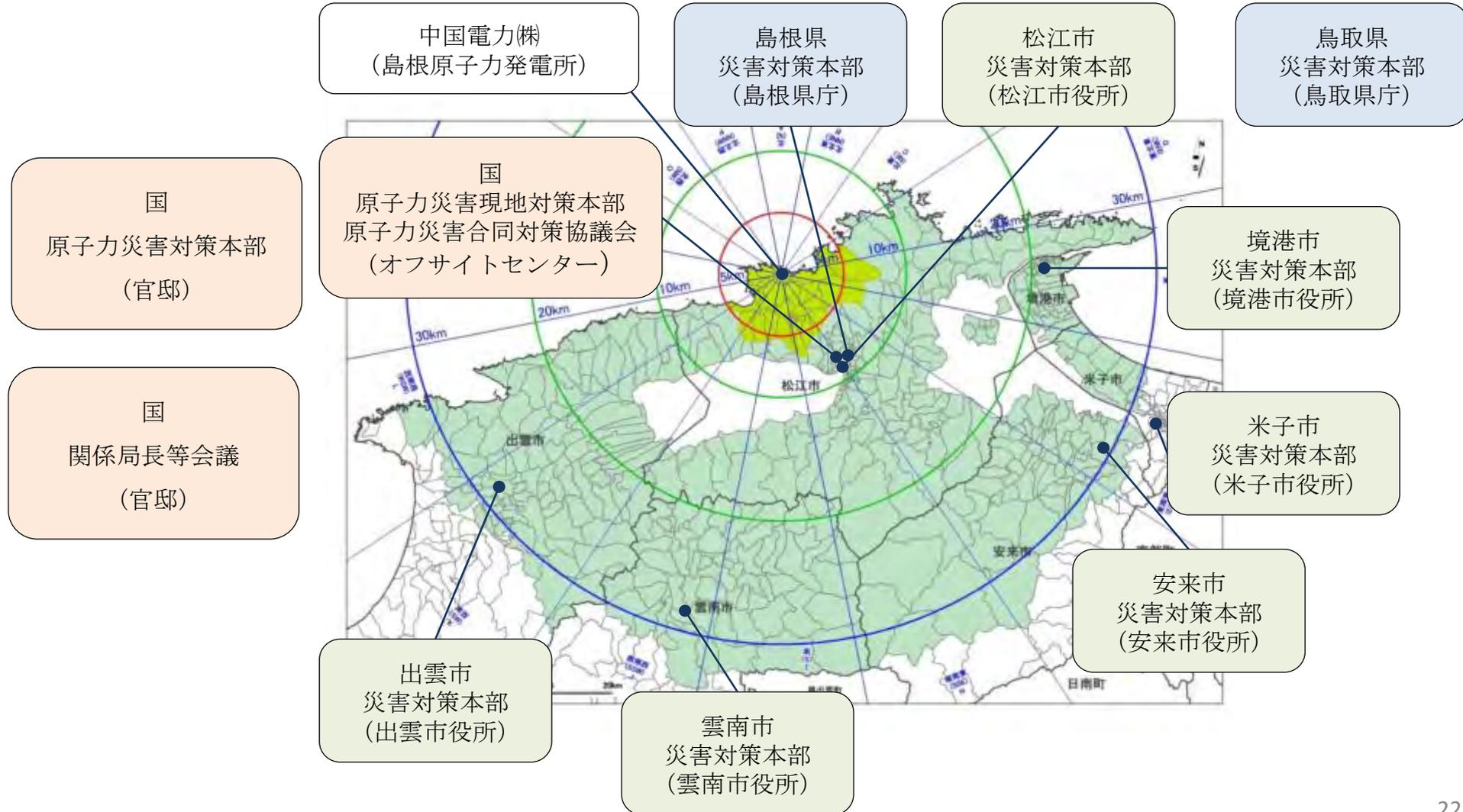
施設敷地緊急事態時の応急体制

- 原子力規制委員会と内閣府は、原子力事故対策本部を官邸に、関係省庁事故対策連絡会議をE R Cに設置するとともに、原子力事故現地対策本部をオフサイトセンターに設置し、現地事故対策連絡会議を組織
- 島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部を設置するとともに、第1次災害体制へ移行
- 原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」）を設置し、緊急時モニタリングを開始



全面緊急事態以降の応急体制

- 国は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部を官邸に設置するとともに、オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」）を設置し、原子力災害合同対策協議会を組織
- 島根県、鳥取県及び関係6市は、災害対策本部を設置するとともに、第2次災害体制へ移行



オフサイトセンター

- 原子力災害発生時に国、地方公共団体等の情報共有や業務調整等のための施設として、緊急時応急対策等拠点施設（以下、オフサイトセンター）を設置
- 島根地域では、島根県庁敷地内の「島根県原子力防災センター」等がオフサイトセンターとして国から指定
- 仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合は、予め定められた代替オフサイトセンターに移動し、業務を遂行



全体会議エリア

原子力災害時に各関係機関の職員が集まり、緊急事態対応方針の確認や事故状況、モニタリング情報等の報告等関係機関相互の情報共有を目的とした全体会議を開催。官邸、原子力規制庁、県庁・市役所間を結ぶテレビ会議やモニタリング情報等各種データを表示するための大型表示装置を設置



機能グループブース

原子力災害合同対策協議会をサポートするため、関係機関の職員で構成する機能グループの各班が活動



緊急時モニタリングセンター(EMC)

EMCを設け、緊急時モニタリングを国の一元的な指揮のもとに的確、円滑に実施

施設概要

- 所在地 島根県松江市内中原町
- 構造等 鉄筋コンクリート造り
3階建（一部4階）
- 延床面積 2,313㎡
- 完成 平成14年3月
- 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設として指定（H14.3.29）
- 無停電電源装置、自家用発電機を設置